

令和 4 年

第 3 回柳泉園組合議会定例会議録

令和 4 年 8 月 2 3 日開会

柳泉園組合議会

令和4年第3回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・一般質問	17
・令和4年度柳泉園組合行政視察（案）について	25
・廃棄物等処理問題特別委員会付託の件について	26
・陳情第1号（上程、委員会付託）	26
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	26
・陳情第1号（質疑、討論、採決）	27
○閉 会	30

令和4年第3回

柳泉園組合議会定例会会議録

令和4年8月23日 開会

議事日程

1. 会期の決定
 2. 会議録署名議員の指名
 3. 諸般の報告
 4. 行政報告
 5. 一般質問
 6. 令和4年度柳泉園組合行政視察（案）について
 7. 廃棄物等処理問題特別委員会付託の件について
陳情第1号 送迎バスについての陳情
(廃棄物等処理問題特別委員会 開催)
 8. 廃棄物等処理問題特別委員会報告
-

1 出席議員

1番 島崎 孝	2番 沢田 孝康
3番 村山 順次郎	4番 後藤 ゆう子
5番 小林 たつや	6番 遠藤 源太郎
7番 鈴木 たかし	8番 小西 みか
9番 佐々木 あつ子	

2 関係者の出席

管理者	富田 竜馬
副管理者	澁谷 桂司
副管理者	池澤 隆史
助 役	西村 幸高
会計管理者	廣瀬 明子
清瀬市市民環境部長	高見澤 進吾

東久留米市環境安全部長

長 澤 孝 仁

西東京市みどり環境部長

白 井 一 嘉

3 事務局・書記の出席

総務課長

米 持 讓

施設管理課長

濱 田 伸 陽

技術課長

近 藤 修 一

資源推進課長

横 山 雄 一

書記

上 里 直 樹

書記

神 崎 真 之

書記

松 本 賢 一

書記

角 田 佐 知

午前10時00分 開会

○議長（鈴木たかし） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和4年第3回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（鈴木たかし） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、8月16日に代表者会議が開催されております。

東久留米市の代表委員、島崎孝議員に報告を求めます。

○1番（島崎孝） おはようございます。去る8月16日、代表者会議が開催され、令和4年第3回柳泉園組合議会定例会、陳情の取扱いについて協議しておりますので、御報告申し上げます。

令和4年第3回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、8月23日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもつての報告とさせていただきます。

「日程第4、行政報告」を行い、行政報告に対する質疑をお受けいたします。

「日程第5、一般質問」を行います。期限までに1名の方が通告をされております。

「日程第6、令和4年度柳泉園組合行政視察（案）について」の説明を求め、質疑を受けいたします。

なお、陳情を1件受理いたしておりますので、「日程第7、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件」で陳情第1号を付託いたします。

その後、定例会を暫時休憩として、その休憩中に廃棄物等処理問題特別委員会を開催して、陳情を審査いたします。

陳情審査終了後、本会議を再開して、「日程第8、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を委員長より行っていただき、その後、陳情第1号について討論、採決を行います。

以上で本日本日予定された日程が全て終了となり、令和4年第3回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議での第3回定例会に係る決定事項でございます。

○議長（鈴木たかし） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） それでは、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は代表委員の御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第1番、島崎孝議員、第2番、沢田孝康議員、以上お二人の方をお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

傍聴の方に申し上げます。帽子の着用につきましては、恐れ入ります、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木たかし）　ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（富田竜馬）　おはようございます。令和4年柳泉園組合議会第3回定例会の開催にあたりまして、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、各市議会定例会の開催前の大変お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で5月から7月までの主な事務事業につきまして御報告をさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木たかし）　「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（西村幸高）　それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和4年5月から7月までの3か月間の柳泉園組合における事業運営等について御報告いたします。

初めに、1ページの「総務関係」でございます。

1、庶務について、（1）事務の状況でございますが、まず、周辺自治会の皆様に柳泉園組合の事務事業などを報告するために、毎年度、春と秋に開催しております定期協議会を5月9日に東久留米市側の自治会と同月10日に東村山市側の自治会と開催いたしました。

また、令和4年第2回定例会の議事日程（案）等について協議するため、5月11日に事務連絡協議会、同月13日に管理者会議を開催いたしました。

情報公開審査会委員の任期満了に伴い、会長、副会長の選任及び令和2年度、3年度の審査会開催状況や情報公開状況等の報告を行うため、7月25日に情報公開審査会を開催いたしました。

なお、委員の委嘱につきましては、新型コロナウイルス感染症対策によりまして、郵送にて6月4日付で行っております。

柳泉園組合労働安全衛生委員会につきましては、労働基準法及び労働安全衛生法に基づき柳泉園組合職員の安全と健康保持増進を図るため、各月に労働安全衛生委員会を開催しております。

続きまして、(2)訴訟の状況でございます。かねてよりお知らせしてまいりました住民訴訟につきましては、6月14日午後3時30分から第1回口頭弁論が行われました。原告は、訴状と回答書を陳述し、私ども被告は答弁書を陳述いたしました。それぞれの証拠の写しで取調べが行われ、裁判長により、今回は、被告側が準備書面(原告第1)に対して認否反論することを確認し、第2回口頭弁論期日を8月4日と指定して本期日を終了いたしました。

先日、8月4日に第2回口頭弁論が行われましたが、裁判長からは、次回終結もあり得るとの発言がございました。第3回口頭弁論期日は、10月27日午前11時からとなっております。適宜御報告させていただきます。

続きまして、2、見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでございます。

次に、2ページの3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございます。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。

次に、5、監査についてでございますが、5月16日に財務監査として、令和3年度1月から3月分の契約状況等について監査をしていただきました。また、同日に令和3年度1月から3月までの例月出納検査も実施していただきました。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は、工事請負契約7件と委託契約1件の契約を締結しております。詳細につきましては、行政報告資料に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、「ごみ処理施設関係」でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期における関係市のごみの総搬入量は、3ページ、表4-1に記載しておりますとおり、1万7,760トンでございます。これは、昨年同期と比較しまして、512トン、2.8%の減少となっております。内訳といたしましては、可燃ごみは、4ページ、表4-2に記載しておりますとおり1万5,815トンで、昨年同期と比較しまして、430トン、2.6%の減少となっております。

なお、令和3年4月より広域支援といたしまして、可燃ごみ処理施設を建替え中の小平・村山・大和衛生組合から937トンの可燃ごみを受け入れております。

不燃ごみは、4ページの表4-3に記載してありますとおり1,675トンで、昨年同期と比較しまして、64トン、3.7%の減少となっております。

粗大ごみは、5ページの表4-4に記載しておりますとおり269トンで、昨年同期と比較しまして、18トン、6.3%の減少となっております。

なお、関係各市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページの表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

表6は、資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,276トンで、昨年同期と比較しまして、82トン、6.0%の減少となっております。

次に、8ページ、2、施設の稼働状況でございます。

まず、(1)柳泉園クリーンポートについてでございます。

5月より引き続き実施しておりました2号炉の定期点検整備補修が6月に完了いたしました。

排ガス中のばい煙測定は、5月については1号炉と3号炉、6月については1号炉と2号炉、7月については2号炉と3号炉で実施しております。下水道放流水測定につきましては、毎月2回ずつ実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果は、11ページの表12-1から12ページの表12-3に記載してございます。

可燃ごみ内容物調査につきましては、5月に私車4台、6月に私車5台、7月に私車4台に対して実施しております。さらに、5月と7月には可燃ごみ中の混入不燃物調査といたしまして、関係市ごとに公車、私車を各1台、合計6台に対して実施しております。

続きまして、戻りますけれども、9ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は、合計で1万8,288トンでございます。昨年同期と比較しまして、63トン、0.3%の減少となっております。

ます。

表8及び10ページの表9には、ばい煙とダイオキシン類の測定結果を記載してごさいます。それぞれ排出基準に適合しております。

表10につきましては、水銀濃度分析計による測定結果を記載してごさいます。今期の検出はございませんでした。

11ページの表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載してごさいます。こちらにつきましても、排除基準に適合しております。

続きまして、12ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設でごさいます。今期は、6月にバグフィルターの清掃、7月に破砕機電気設備修理及び定期点検整備補修を実施いたしました。

次に、表13、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でごさいますが、不燃ごみと粗大ごみの処理量は1,945トンで、去年同期と比較しまして、82トン、4.0%の減少となっております。

続きまして、13ページの(3)リサイクルセンターでごさいますが、今期は故障等もなく、補修等も行っておりません。

次に、表14、リサイクルセンター資源化状況でごさいますが、資源化量は1,276トンで、去年同期と比較しまして、82トン、6.0%の減少となっております。

続きまして、3、最終処分場についてでごさいます。

焼却残渣は、引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町ニツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,112トンで、去年同期と比較しまして、43トン、2.0%の減少となっております。

次に、14ページ、4、不燃物再利用状況についてでごさいますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物や屑ガラスにつきましては、埋立て処分せずに、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。また、再利用の状況につきましては、表16に記載のとおりでごさいます。

続きまして、「し尿処理施設関係」でごさいますが、今期のし尿の総搬入量は170キロリットルで、去年同期と比較しまして、6キロリットル、3.4%の減少となっております。

表17-1から15ページ、表17-3に搬入状況の詳細を記載してごさいます。

続きまして、2、施設の稼動状況でごさいますが、今期は故障等もなく、補修等も行っ

ておりません。

表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、それぞれ排除基準に適合してございます。

16ページの「施設管理関係」。

1、厚生施設についてでございます。各施設の利用状況を昨年同期と比較しますと、野球場の利用回数は342回で、昨年同期の289回に対し、53回、18.3%の増加。

テニスコートの利用回数は1,815回で、昨年同期の1,555回に対し、260回、16.7%の増加。

会議室の利用時間は956時間で、昨年同期の522時間に対し、434時間、83.1%の増加。

室内プールの利用者数は2万2,402人で、昨年同期の1万3,455人に対し、8,947人、66.5%の増加。

浴場施設の利用者数は2万4,119人で、昨年同期の1万3,611人に対し、1万3,758人、132.8%の増加。

トレーニング室の利用者数は658人で、昨年同期の293人に対し、365人、124.6%の増加となっております。

詳細につきましては、表19-1から17ページの表19-3に記載のとおりでございます。

(2) 施設の収入状況につきましては、表20に記載のとおりでございます。

18ページ、(3) 施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び表22に記載してございます。いずれも水質基準以下で管理を行っております。

最後に、受電電力の購入の関係について、御報告をさせていただきたいと思っております。前期の4月分、また今期の5月、6月分までの連続して3か月間でございますが、受電電力の購入ゼロを達成しているところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木たかし） 以上で行政報告が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○4番（後藤ゆう子） 3点質問させていただきます。

1点目が、厚生施設の利用がかなりよくなっているというのが今の御報告で分かりまし

た。その要因をどのように分析されているのかということがまず1点。

それから、これまで不燃・粗大ごみ処理施設とか、柳泉園クリーンポートでもあったのですけれども、火災とか爆発する、入れてはいけないものの混入が今期はなくてよかったですけれども、火災とか爆発する、入れてはいけないものの混入が今期はなくてよかったですなと思っているのですけれども、チラシの全戸配布をしていただいたりもしていますけれども、効果があったのかとか、火事に至らなくても、入れてはいけないものの発見とかというものが減っているのか、その辺の状況をお聞かせください。

最後に、行政報告資料の5ページの防犯カメラでお伺いしたいのですけれども、これまで清柳園に不法投棄があったりもしましたので、防犯カメラの設置というのは今の時代やむを得ないのかなと思いますが、清柳園は少し離れているのですけれども、カメラの映像の管理はどうしていくのかというところをお伺いしたいのと、工期が6月から来年の3月までと長いのですけれども、設置できたところから運用するのかというところと、あと、今回は770万円なののですけれども、今後、防犯カメラに関してどれぐらいの費用がかかっていくのかという大体的見込みが分かれば、それをお聞かせください。

以上、3点お願いいたします。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、1点目の厚生施設の利用の昨年同期との比較での答弁をさせていただきます。昨年は、5月に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う営業自粛要請の休業に対し、今期は休業することがなく、営業期間が一月多い分、利用者は増加しております。

続きまして、防犯カメラの関係について答弁させていただきます。清柳園は離れた場所にあるため、通信機能を付加した方法での設備を整えると費用が大幅にかかるため、こちらの行政資料に記載のとおり、SDカード内蔵登録機能により録画していきますが、大体1週間間隔で清柳園の施設状況については職員で点検等も実施しておりますので、例えば敷地内に不法投棄などの異常があれば、SDカードを取り出して映像について確認し、異常発生の原因究明に努めてまいります。

今後の防犯カメラの費用的なことをございますが、特にこれ以上の費用をかけることはございません。まだ設置はしておりませんが、これから12月頃までに設置をして、それから解体工事が始まるまで設置をしていきたいと考えております。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、火災爆発防止対策についてお答えいたします。チラシの全戸配布の効果とスプレー缶等の混入状況についてというお尋ねでございました。まず、チラシの全戸配布の効果ということですが、こちらに関しましては、一人でも多く

の市民の方に分別を理解してもらい、不燃物への混入を減らし、火災や爆発の抑制を図ることを目的として配布いたしております。配布後、多くの方に問合せをいただいておりますので、一定程度手に取って御覧いただいているという認識はございます。

また、スプレー缶の混入状況なのですが、本年5月に配布をいたしました。その5月以降の今期につきましては、スプレー缶、ガスボンベの混入は減っている状況です。こちらについては、年々減っている状況でございますので、今後も引き続き対策等をできることはやっていきたいと考えているところでございます。

○4番（後藤ゆう子） 御答弁ありがとうございました。厚生施設の利用が増加したのは、休業期間が1か月なかったということ。それは、そうしたら増えるのだなというのは分かったのですが、お尋ねしたかったのが、指定管理者がフラダンスの講座でしたか、去年はなかなかスタート時点は厳しい出発だったのですが、その後いろいろイベントをやられたり、頻回ではないにしろツイッターなどでプールの紹介もされているのですが、その効果をどう受け止めているのかというのをもう一回確認させてください。

それから、防犯カメラは分かりました。清柳園は離れていて、常時それを見られないので、結局は、「防犯カメラ作動中」というようなステッカーを貼っていただいて抑止と、それから何か起こった後に確認するというところで、その場で何かというのができないというのは分かりました。なので、申し上げたような「防犯カメラ作動中」という抑止効果があるようなステッカーを貼っていただきたいということを申し上げて、それで、そのほかに費用がかからないということも分かりましたので、また今後の推移を見守らせていただきます。

あと、チラシも問合せがたくさんあったということで、よかったですね。あれは結構な費用をかけて、作成する手間もあって、どれぐらいの効果があつたらう、効果はどのように測定するのだろうか心配していたのですが、混入も減っているし、問合せもあつたということで、毎回入れるのはやはり大変だと思うので、ただ、これだけ効果があつたということですので、もし今後また何か嫌な傾向が出たときには、チラシをもう一度打つというのもありなのかなとは思いました。

では、指定管理者の効果についてお聞かせください。

○施設管理課長（濱田伸陽） 指定管理者になっていわゆる事業等を行っているというところで、その後、指定管理者になって事業運営の効果がどうなっているのかというところの答弁をさせていただきます。

まず、今期5月から7月までの利用状況は、新型コロナウイルス感染症による影響のなかった平成30年度の同期と同じような利用者数となっていることから、コロナ禍による利用者減少は解消されつつあります。そういったことでは、先ほど後藤議員から質問いただきました事業の運営、例えばフラダンスだとか、スポーツ教室、水泳教室等を行っている状況があって、やはりそういう事業効果によって、今、コロナ禍であってもコロナ禍以前の状況に戻りつつある状況でございます。

○9番（佐々木あつ子） 御説明ありがとうございました。3点ほどお伺いしたいと思います。

ごみの搬入量の御説明をいただいて、可燃、不燃、粗大、し尿処理等々、前年度の同期に比べて減量になっているという結果だったと思います。その要因を少しお伺いしたいと思います。コロナ禍で生活様式が変わり、それぞれいろいろ変化が出てきているとは思いますが、搬入量が減ることによって、また、資源の分別が徹底されてこちらの量はどのようになっているのか、併せてお願いしたいと思います。

2つ目は、契約状況の清柳園の関係で、8ページになりますけれども、土壌の追加調査をするということでの契約があります。これは既に清柳園の調査もしていただいていて、追加についての契約をしていくということになります。その調査の内容についてどういうことをやっていくことになるのか教えてください。

それから、3つ目ですけれども、非常に今市民の方からお伺いしているのが、収集業者の方たちも本当にこの猛暑の中で、収集車、パッカー車などの労働者の方々の健康管理というか、大変な中での仕事をされていると思います。これは、関係市の担当課が収集業者組合を通じていろいろつかんでいるとは思いますが、お聞きしたいのは、柳泉園組合の敷地内に休憩所というものがあって、先日見させていただいているのですが、これの利用は今どのようになっているのか。皆さん、ここで休憩されてお帰りになられている様子はあるかと思いますが、そのようなことをつかんでいらしたら教えてください。

○技術課長（近藤修一） 搬入量の関係の減ということでございます。こちらは、一昨年新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が始まったときに1度ごみの搬入がかなり落ちました。昨年度は逆に大幅に増えた。今年度またそれが下がったという形で、むしろ新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の前の搬入量に戻ったという形になっております。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、搬入量についての御質問にお答えいたします。

減少要因についてのお尋ねでございました。資源推進課として、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物については、全ていずれも減少している状況でございます。この要因の1つとして、やはりコロナ禍で昨年度はかなり増加していたことが、減少の原因となっております。ただ、まだコロナ禍がどれだけ影響したのかが分からない状況でございますので、今後も引き続き状況を見守っていきたいと考えております。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどの清柳園の土壌追加調査の方法、内容をまず1点目に説明させていただきます。令和3年度の調査によって、表層の鉛などの基準超過がございました。その令和3年度調査に基づいて、さらに表層から直下の土壌をボーリングして、最大10メートルぐらいのところまでの調査を行っております。

それが、6月20日から7月9日にかけて清柳園の敷地内全域においてボーリングマシンで土壌の掘削を行い、土壌を採取し、土壌の分析を行い、現在、速報値としての結果は出ているのですが、コンサルタント業者により、その結果を整理している状況でございます。今後も、この速報値を基に東京都に相談をさせていただきながら、追加調査など未実施のものについても引き続き調査を実施していく予定です。

続きまして、2点目の収集作業車の方たちの我々は待機所と言っているのですが、そちらのいわゆる利用状況の御質問だったかと思えます。こちらにつきましては、我々も定期的に待機所の維持管理上の点検を行っております。その際に利用している状況を確認しますと、午前中などはよく待機所の中に利用されている方がいるような状況でございます。

○9番（佐々木あつ子） ありがとうございます。搬入量の減少要因はコロナ禍によるものということで、コロナ禍前に戻ったということの話かと思えます。分別が徹底されることによって、ごみの搬入量を減らしていくというのが命題だと思いますけれども、3か月の期間の行政報告の内容ですので、今後、やはりこれが分別の徹底によって、あるいは拡大生産者責任の下においてごみを減らしていくということが、本当に一人一人の意識の中で変わっていくということを私たちもやはり求めていかなければいけないかと思えます。理由については分かりました。

それから、清柳園の関係ですけれども、6月20日から7月9日までやって、それを今度この契約では令和5年3月17日までの期間を決めてやりますということですので、この後、鉛の関係で高い数値が出たところをさらに深く掘ってということですが、もう少し詳しく教えていただきたいのと、周辺の皆さんには調査をやっていますよということはお知らせをしていただけるのかどうか、そのこともお願いしたいと思えます。

それから、3番目の収集車等々の労働者の皆さんの休憩の場所ですけれども、ありがとうございました。本当にこの猛暑の中で頑張ってお仕事をされていらして、収集そのものも大変な中なのですけれども、改めて柳泉園組合で休憩する方たちがさらにどんなことを求めているのか、少しニーズ調査などもしていただいて、いつかの休憩所とは思いますが、それに合ったものを常備、整備していただければありがたいかなと思いますので、その聞き取りというか、調査をやっていただきたいと思いますので、そのことについても御答弁をお願いします。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどの土壌調査の追加調査というところで、昨年の表層の部分で鉛の超過だとかがございまして、その部分については埋設廃棄物の影響があって、そういう鉛とかの超過があったりしている状況でございます。埋設廃棄物直下のさらにその下の埋設廃棄物による土壌の影響がどのくらいあるかというところも今確認している状況でございます、それを詳細に今後もまた今回の速報値を基に調査をしていくところでございます。また、その調査については、東京都に相談させていただきながら、引き続き調査を進めていくというところでございます。

基本的には調査期間が年度末ということになっておりますけれども、地下水などの調査も実施してまいりますので、これにつきましては、春・夏・秋・冬と実施してまいりますので、本年度の調査業務を終えて、全ての調査報告書が出た段階で、市民にも説明していくような形になるかと思っております。

また、調査実施においては、例えば清柳園敷地周辺の住民におきましては訪問により説明をさせていただきながら、資料を持って説明させていただいているような状況でございます。また、ホームページについても、その調査の始まりの段階で公表させていただいております。

次に、先ほどの収集作業車の方たちの待機スペースの今後の作業者の意見と申しますか、そういう声を聞いてほしいという質問について答弁させていただきます。基本的には職員で施設の状況を確認しております。収集作業員の意見、要望等は現在聞いておりません。職員による定期的な点検を実施し、適正な維持管理に努めていきたいと思っておりますし、また、その施設の機能を維持する上で、作業員の方が施設に支障がなく休憩いただくためには、収集作業員の声も我々点検の際には聞くことは可能だと考えております。

○9番（佐々木あつ子） 休憩スペースのお話ですけれども、この間視察をさせていただいたときに、男子トイレの蛇口が1つ使えない状態だったり、休憩所というところがあっ

て、そこが常にエアコンが入っているかどうかということもあるようでした。猛暑の中で
すので、ぜひ一つ一つ拾い上げていただいて対処していただきたいと思いますので、よろ
しくお願いいたします。要望です。

○2番(沢田孝康) 3点質問させていただきます。

まず1点目ですが、施設管理関係、厚生施設の件ですけれども、17ページの表20で
収入状況が出ておりまして、昨年と比べて約倍の収入になっています。昨年は当然コロナ
禍があって、利用者等が大幅に減になった状況だったと思います。

指定管理者を昨年度から導入をして、5年間だと思えるのですけれども、当然収入の増減
が出てきていますね。このコロナ禍でありますので、今年度、この5月から7月について
はかなり回復してきているということでありましてけれども、コロナ禍になる前の通年の年
間の利用者数からすると、やはりまだまだ少ない状況なのかなと思うのですね。通年で全
体の収入が出たときに、それに対して通常よりもかなり少ないということになったときに
は、当然何らかの補助といったことも検討しなければいけないのかなと思うのですが、そ
の点について改めてもう一度お聞きしたいと思います。

次に、行政報告の資料なのですけれども、私、不勉強なものですから教えていただきたい
のですが、まず3ページにごみピット自動火災検知装置交換補修があります。入札の経
過が一番下ほどに書いてありますけれども、最終的に株式会社オーエンスが落札をしてお
りますが、2回目に株式会社千代田防災が無効になっていますよね。それで、株式会社オ
ーエンスが269万5,000円で札を入れて、恐らく予定価格は非公開だと思うのです
けれども、それで3回目には株式会社オーエンスが単独で入札をし、264万円で札を入
れていますが、当然予定価格には至っていないということですよね。それで、最終的に交
渉になっているのですよね。ですから、交渉をして253万円になったということになり
ますけれども、この交渉というのがよくあることなのか、これをお聞きしたいと思います。

それと、同様の状況かと思うのですが、5ページに防犯カメラシステム機器設置工事が
あります。1回目は2社辞退、2回目が3社が一応入札する予定が2社辞退、814万円
を橋電株式会社が札を入れていますが、これも予定価格よりも上回っているもので、もう一
度入札をしたと。結果770万円で落札したという経過でいいのかどうか。そこを少し確
認したいと思います。

3点目は、先ほど最後に助役から電力の買取りの件で4月から6月まではゼロでしたと
いうことでありました。この効果ですね。電力を買わなかったことによる効果額について

お聞きしたいのと、4月から6月までですから、7月、そして今月はどのような状況だったのかということについてお伺いしたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 収支の関係で、営業補償という形の中、例えば新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴って営業自粛したなどの、いわゆる休業に伴って不可抗力ということになりますけれども、そういったことで、基本協定書には不可抗力により本業務の一部を実施できなかった場合、甲乙協議の上、支出しかなかった分の費用を指定管理料から減額できるものとしているというところと、あとは、収入に不足が生じた場合には、損失等の状況を確認した上で、指定管理者と協議して柳泉園組合が負担すべき損失を補償するという規定を設けていますので、今後においても、そういう状況になった際には、柳泉園組合と指定管理者と協議を行いながら、その補償とか未執行額の確認をしながら対応していきたいと考えております。

○総務課長（米持謙） それでは、ごみピット自動火災検知装置交換補修の不落による交渉について御答弁させていただきます。ごみピット自動火災検知装置交換補修につきましては、火災検知用カメラを3年に1度オーバーホールする必要がございます。現在、コロナ禍やウクライナ情勢による機械部品の生産及び流通状況を鑑みまして、また柳泉園クリーンポートの運転・搬入スケジュール等を考慮した上で、改めて入札を行うまでの期間的余裕が見込めないことから、交渉の結果、予定価格内の金額を提示されたので、随意契約による契約をしたものでございます。

なお、定期点検整備補修等につきましても、清掃プラント施設である特殊性による機械設備類の調達及び運転継続の必要性の観点から同様の対応を図っているところでございます。

続きまして、2点目の防犯カメラの工事について、予定価格等の関係であると思いますが、御答弁させていただきます。工事請負定期点検整備補修等の予定価格につきましては、施設管理課営繕係による積算業務を行っているところでございます。

積算は、複数社から見積り聴取をした上で、当組合の積算基準単価、設備積算基準細目及び東京都の単価や建設物価等の単価など、また過去の経過も踏まえまして、参考に積算している状況でございます。そのため、適正な範囲内で設計金額を設定し、これを基に予定価格を設定している状況でございます。そのため、落札率についても入札を経た結果でございます。こういう状況になっているということでございます。

○技術課長（近藤修一） 電力購入につきましては、前回の第2回定例会の際も御説明し

たのですが、受電がゼロになると、基本料金が約半額になります。その関係で、4月から6月の合計で680万円ほど削減になりました。7月につきましては、どうしてもごみの搬入量が少なくなりまして、減速運転した関係で受電をいたしまして、216キロワットほど受電いたしました。8月につきましては、今日までの間でまだ受電しておりませんので、今月もうまく努力を続けたいと思っております。

○2番（沢田孝康） ありがとうございます。施設の収入状況については、最終的には協議事項ということですが、これは当然年度ごとの収入ということになりますので、大体最終的に3月31日で一応年度が終わりますよね。その段階で収入がどのくらいだということが分かると思うのですね。そうすると、指定管理者との協議というのは4月以降の協議になる。つまり、出納整理期間の間にそれを整理して、補助するかどうかというのを決めていくというイメージなのかどうか、確認したいと思います。

それと、工事請負についてですけれども、積算とかを御説明いただきましたけれども、要は、予定価格は非公開で、予定価格を上回っているから、3回目または4回目を、それでも上回っているから、最終的には交渉という形を取ったということではないのですかね。入札の経過の中ではそういったものは問題ないという認識でいいのかどうかということをお聞きしたいと思います。

最後、3点目ですが、680万円ほどで効果が出たということで、7月は216キロワット買わざるを得なかったと。例えばごみの量が少なくて、燃やすものが少ないから買わざるを得なかったということがありますよね。技術的に言うと、例えばこれはごみが少ないから、もしかしたら7月は買わざるを得ないかもしれないと。だから、7月は買うことを前提に焼却を少なくしてためておいて、翌月に大組みをして、8月、今月は買わないよう努力していこうという取組をしながら、なるべく買わないようにしていくということをおこなっているという意味ではないのでしょうかね。その点をお伺いしたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 指定管理者の収支の決算の確認の御質問だと思います。我々の基本協定書では、基本的に実績報告書というのが5月末までに提出するということになっているものですから、そこで確認するとなると、例えば営業補償だとかという形になってしまいますと、出納整理期間中ではなくて、次年度の考え方でいろいろ対応していくという形になってまいります。

○総務課長（米持謙） 引き続き不落随契による御答弁をさせていただきます。落札者がなく、最低価格応札業者と交渉し、予定価格内の見積りの提示があった場合でございます

が、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び柳泉園組合契約事務規則第46条第2項第7号の規定により随意契約をしたもので問題ないと考えております。

○技術課長（近藤修一） 今、議員から、ごみ処理の運転調整の御質問かと思えます。こちらは議員のおっしゃられるとおり、7月に減速運転したのは、7月はとてもではないですけれどもごみが足りない。本当に底のほうまで行ってしまいましたので、そういった形で7月は買っても構わないと。その代わり8月頑張りましょうということで、今チャレンジしているところでございます。

○議長（鈴木たかし） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。以上をもって行政報告に対する質疑を終わります。

○議長（鈴木たかし） 「日程第5、一般質問」を行います。

所定の期日までに通告された方は1名でございます。

それでは、村山順次郎議員の一般質問を行います。

一般質問の制限時間は、30分以内といたします。答弁の時間を含めてでございます。

また、質問は自席にてお願いをいたします。

○3番（村山順次郎） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目、プラスチックのリサイクルについて伺います。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が2022年4月に施行されました。小売店や飲食店などにスプーンやフォークといった12の使い捨てプラスチック製品の使用削減を義務付けたほか、区市町村が、家庭から排出されるプラスチック製品の分別収集等再生利用に努めることを定めております。

世界のプラスチックの年間生産量は4億トンを超え、捨てられたプラスチックのうち毎年800万トンが陸から海へと流れ込んでいると推計されています。プラスチックそのものによる生態系に対する甚大な影響とともに、マイクロプラスチックの問題も近年クローズアップされております。

有害廃棄物の国境を越えた移動を制限するバーゼル条約が改定されまして、2021年1月から汚れたプラスチックごみが規制の対象に加えられ、相手国の同意のない輸出が禁止をされ、国内処理が原則となっております。

日本では、年間850万トンのプラスチックごみが排出されていますが、8割が焼却か埋立て処理、1割弱が東南アジアなどの輸出に頼り、再生利用されるものは1割強程度にとどまっているということでもあります。分別収集の対象となるプラスチック製品は、定規やクリアファイルなどの文房具類ですとか、ハンガー、あるいは歯ブラシなどがあります。柳泉園組合として、この製品プラスチックをどのように中間処理していくのか。検討状況があれば伺いたいと思います。

2点目、業務継続計画、いわゆるBCPについて伺います。災害などが発生した場合、行政組織そのものが被災することも想定されます。通常時の人員体制や執務環境が確保できない状態で、本来の業務を執行することが困難になること、これに対しても備えなければならぬと考えます。

災害発生時に優先して行うべき業務をあらかじめ定めておき、限られた人員や資機材などの資源を効率的、効果的に活用し、早期に災害対応及び業務の継続を図るため、業務の執行体制や対応手順、継続的に必要な資源の確保などをあらかじめ定める計画、いわゆる業務継続計画（BCP）の策定が必要になると思います。柳泉園組合において、業務継続計画（BCP）の策定状況はいかがでしょうか。現在の検討ないしは策定の状況について伺います。

3点目、もう1つも災害発生に対する備えということで伺いたいと思います。広域支援についてであります。多摩地域におけるごみ処理について、相互支援が必要となった場合に広域な処理を実施するため、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書が多摩地域の26市3町1村と、8つの清掃工場を持つ一部事務組合において締結をされております。

この協定における第3条第1号には、市町村などのごみ処理施設などに不慮の事故などによる突発的な施設停止または処理能力の著しい低下が生じ、適正処理に支障が生じた場合として、緊急事態をその広域処理の適用範囲とするとしています。災害発生などによって柳泉園クリーンポートなどが稼働できなくなった場合、この協定書に基づいて、多摩地域の清掃工場、中間処理施設に一般廃棄物の処理等を依頼することになると思いますが、これらの手続がどのように進められるものか、お聞きしたいと思います。

以上、3点です。

○助役（西村幸高） 村山議員より3点の一般質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず1点目、プラスチックのリサイクルについてでございます。プラスチックのリサイ

クルについて当組合としてどのように中間処理をするのか、検討状況の御質問の内容でございますが、当組合の現状での施設や設備面で製品プラスチックを中間処理することはできません。このことは、関係市におきましても御説明させていただいております。

ただ、製品プラスチックの分別収集につきましては、当組合の施設更新時の財源予定でございます循環型社会形成推進交付金の交付要件となっております。今後も引き続き関係市の収集体制や方向性など、当組合を含めまして協議を継続してまいりたいと考えております。

2点目、業務継続計画（BCP）についてでございます。柳泉園組合事業継続計画につきましては、令和2年4月より新型コロナウイルス感染症の発生を契機とし、計画を作成しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を主とした計画ではございますが、災害発生時に対して消防計画に基づいて対応することになり、この消防計画と併せ事業継続計画と連携し、対応できるものと考えてございます。

最後に3点目、広域支援についてでございます。広域支援につきましては、多摩地域全ての市町村及び清掃一部事務組合と多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書を交わしております。このことから、災害発生による突発的な施設停止が生じ、適正処理に支障が生じた場合には、実施協定に基づき、多摩地域ごみ処理広域支援協議会へ支援の要請を行います。

協議会におきましては、広域支援体制の適用範囲の確認及び支援受入れ可能性調査等の実施結果から、支援可能団体が決定される流れになります。その後、支援可能団体との間で費用負担など詳細な内容を当事者間で協議の上、委託契約を締結することで広域支援の実施となるものでございます。

○3番（村山順次郎）では、順に再質問をいたします。

1点目、プラスチックのリサイクルについてですが、御答弁は、現状の施設においては製品プラスチックの中間処理等はできないということでした。一方で、ただということと言及がございまして、製品プラスチックの分別収集が施設更新時の交付金、特定財源の要件になっているということなので、施設更新時は製品プラスチックの処理をどうするかということは検討しなければいけないということの御趣旨だったかなと思います。

大前提として、所属する政党の立場から申し上げても、今回の同法が地方自治体、市町村に求めているところというのは、プラスチックの回収費用について特別製造事業者や利用事業者に負担を求める仕組みもございませんし、市町村からしたら、分別収集、資源化

リサイクルが推進されるという側面はあるとしても、新たな費用負担を求められるものでもあって、報道によれば、これらの事情もあって、製品プラスチックの分別収集、中間処理を導入する自治体というのは多くはない。一部にとどまっているということであります。

あわせて、私がお聞きしている限りで言えば、現状のリサイクルセンターと不燃・粗大ごみ処理施設の更新、現在のスケジュールで言えば丸7か年、今年度スタートすれば、8年後に更新ができれば万々歳で、非常に順調に行っているいろいろな幸運があって建て替えが終わるとしたら、そのぐらいのスケジュール感ということになります。

そうしますと、社会的な要請、製品プラスチックの分別処理ということがそれまで待てるのかどうかというのは、予断を持って言えないとも思います。どのように分別収集するかというのは、関係市の事務になるということは十分承知をしております。

一方で、どのように廃棄物や資源物を中間処理するのか、柳泉園組合としてどのような機能、役割を持つべきなのかというのは、柳泉園組合として主体的に検討すべき課題とも思います。これらは両輪でもありますし、卵が先か鶏が先かという議論になりがちですが、プラスチックのリサイクルについては、柳泉園組合としても積極的な検討をお願いしたいと思います。

再質問で1つだけお伺いしたいのは、先ほど製品プラスチックの分別収集についてはあまり広がっていないと述べましたが、一方で、多摩地域において柳泉園組合と同じように、あるいは単独市で施設をお持ちの市もございますけれども、製品プラスチックの処理を実施している団体、あるいは実施しようとしている団体などが、そうは言ってもあるかなと思います。多摩地域における製品プラスチックの処理状況を柳泉園組合として調査していただいて、次回の議会などで御提供いただきたいと思いますが、いかがでしょうかということが再質問であります。

2点目、業務継続計画（BCP）の関係です。御答弁をそしゃくいたしますと、地震などの災害に対応した業務継続計画（BCP）はないと。現状つくられていないという認識を持ちました。これは非常に驚きでもありますし、強く心配する気持ちを持っております。平成28年（2016年）2月に内閣府が公表した「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」には、「地方公共団体の業務の中には、（一部中略）一部事務組合や広域連合等で実施している場合もあるが、そのような場合には、地方公共団体が行う業務全体の継続性が担保されるよう、これらの組織に対して、地方公共団体と整合性のとれた業務継続性の確保を要請していく必要がある」という記述がございます。

近い事例が見つけれなかったのですが、鳥取県東部広域行政管理組合事務局業務継続計画（BCP）が2013年3月に策定をされて、その位置づけ、災害時優先業務及び縮小・休止される優先業務以外の業務、災害時の組織体制や活動などが定められております。災害時優先業務については、住民生活に不可欠な施設として、斎場のほか、環境クリーンセンター、恐らく柳泉園組合と同様の役割を持つ施設だと思っておりますが、これの復旧なども挙げられています。

あとの3点目とも関わるのですが、災害発生時の問題で言えば、関係市と柳泉園組合の連携、整合性がある事前の準備が肝要かと思っておりますが、関係市では災害発生時における業務継続計画（BCP）が策定されていると思っております。ここと整合のある柳泉園組合としての災害時に対応する業務継続計画（BCP）の策定が私は必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

ということと、議会側から見た場合、御答弁によると、感染症対応のBCPはあると。そのほかに消防計画というもお持ちだと。ただ、記憶の範囲で言いますが、そういうことをやっておりますという御報告はあったのですが、感染症対応のBCPそのもの及び消防計画については、資料として情報提供されたことは議会としてはないと思っています。

その意味で言うと、せっかくなされていて、備えがあります、計画がありますということであれば、適切にそれを公表して、このように備えておりますというのが安心づくりの最初の一步だと思っておりますので、議会に対する情報提供、適切な情報公開、このところについて御見解を伺いたいと思っております。

3点目ですが、広域支援の仕組みについては理解をいたしました。災害などの緊急事態において適正処理に支障が生じた場合、広域支援協議会、これは認識が間違っていたらあれですけども、東京都市町村清掃協議会と構成が重なるものかなとも思っておりますが、基本的には広域支援協議会に支援要請をして、調整が図られると思っております。

質問を通告してから分かったのですが、広域支援の円滑な推進においては、市町村の役割も大きいということが分かりました。この課題は課題としてあるとは思っているのですが、質問の仕方はより工夫する必要があるかなとも思っています。

お伺いしたいのは、協定書があるということは分かっています。その手続も御答弁で分かりました。一方で、災害発生時、限られた条件の中で適切に適切なタイミングに望むような形で広域支援が実施していけるかどうか。ここについては少し不安も感じています。実際の災害発生を想定して具体的な計画の策定、あるいは何らかの会議、研修または訓練

みたいなものが、どこかの施設、あるいは柳泉園クリーンポートが機能不全に陥って適正処理ができなくなったことを想定して、どのように広域支援をしていくのか。そこに関するこれらの取組というのが何かの間されているものがあれば、御説明いただければと思います。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、プラスチックのリサイクルについての再質問にお答えいたします。

他団体における製品プラスチックの対応及び検討状況についての資料要求でございました。こちらにつきましては、他団体の状況を調査し、調査結果を第4回定例会までに参考資料として配付させていただきます。

○総務課長（米持謙） それでは、2点目のBCPについてでございますが、感染症発生における事業継続計画が災害時の事業継続計画として問題なく対応できるかについてでございます。

事業継続計画につきましては、当組合の事業が継続不可欠なものであることから、発生期から収束までの間に実施する対応等をまとめた計画となっております。基本的な対策に加え、感染者や出勤困難者が出た場合の人員補充体制の確保、施設が停止した場合に備えたごみピット容量確保などの対応、事業継続に必要な対応を示してございます。

各業務、各施設の主な対応としましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を主として、各業務（事務）は、感染予防対策の徹底、人員の縮小の検討、情報収集を行い、各施設は、不測の事態に備え、ごみピット容量の確保、仮置場の検討などを行います。

感染者発生時に運転継続が可能であれば、人員補充等を行い、通常業務を継続していき、クラスター等の感染発生により運転継続が不可能であれば、その間について人員補充を行い、最短での運転再開に努め、ごみの発生抑制要請、直接持込みごみの搬入停止・制限、広域支援要請の検討を行います。最悪の事態には、処理が不可能となり、広域支援要請及び搬入中止となります。

また、地震、風水害等の災害時においては、消防計画に基づいて、災害対策本部長を中心に、本部班、動員班及び救護班と災害対策本部の各班により対応を図ることとなりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に基づいた事業継続計画を踏まえながら、設備の損傷状況は当然として、特に焼却施設で使用する薬品類の備蓄量及び電気・上下水道のインフラ状況によって、施設全体の運転継続が左右されることから、運転の継続可否の判断の上、事業継続計画による同様の対応を図ることで、消防計画と連携対応が問題なく

できるものとして備えております。

続いて、2点目になります。消防計画及び事業継続計画（BCP）の情報提供について御答弁させていただきます。消防計画及び事業継続計画（BCP）につきましては、今までお示ししておりませんでしたので、今後、議員の皆様へ情報提供としてお配りしたいと考えております。

最後、3点目の広域支援の今後の取組というところでございますが、ちょうど今年の3月に関係市では災害廃棄物処理計画が作成されております。それに伴いまして我々も、一般廃棄物処理基本計画の中に災害廃棄物処理計画は盛り込んでおりますが、今後の取組、訓練等につきましては、関係市と調査研究の上、進めていきたいとは考えているところでございます。

○3番（村山順次郎） 御答弁をいただきました。プラスチックのリサイクルについて、多摩地域における実施状況、検討状況についての資料は御調製いただけるということだったので、よろしく願いいたします。またそれを拝見した上で、機会を捉えて質問をしていきたいなと思います。資料については、議長におかれましても御調整いただきますようお願いを申し上げます。

それで、2点目、3点目の災害を想定した取組、備えについてであります。御説明がありまして、できるだけメモは取ったつもりではいるのですが、災害、特に直下型地震を想定したBCPにはなっていないということは、最初の御答弁からも今の御答弁からもそこは変わらないのかなとは思いました。

3.11のこの地域で起こったことを考えますと、災害ということになりますと、あときでも渋滞が発生して、計画停電になるのではないかと。あるいは物流に関しても一定制限があり、あるいは通信状態も非常に悪かったということでもあります。そうしますと、先ほども言いましたが、関係市で策定されている地域防災計画及び業務継続計画（BCP）と整合を持って、必要なときに連携が図れる体制、限られた条件の中でも、必要な事務事業を着実に実施していくBCPの策定は必要と思っていて、そういう御答弁がなかったので、主観の相違というか、物の見方の差に少し驚いております。

もう少し意見を述べて、管理者に御見解をお聞きしたいと思っております。災害廃棄物対応に関係するところでお聞きしているつもりであります。環境省がやっております「地域間協調指針・検討ワーキンググループの検討について」という資料がインターネットで見られるのですけれども、一部事務組合も関わるどころがいくらかありまして、災害廃棄物対応

の充実に向けた検討ということを各段階で、都道府県を横断する形、あるいは都道府県の取組、あるいは市町村がやるべきことを検討されています。

1つは、災害廃棄物処理の人材育成。先ほど訓練ということも言いましたが、こういうことも環境省の資料の中には定められていて、処理計画や協定の内容の確認、手法としては、講義を受けたり、意見交換をしたり、そういうものもメニューとして含まれつつ、人材育成、教育手法については今後充実させて確立させていく必要があるとも述べられています。

そのほかにも、災害廃棄物対応の充実に向けた検討ということで、関係者の役割分担、市町村が関係する協定については、一部事務組合の役割についても明確にしていくことが望ましいと述べられております。

私、安心、安全と安定的な処理ということを時々申し上げております。災害に対する備えというのもまさにそのところで、実態としては安全であるということと、安全であるということが、周辺の皆さん、関係市の市民の皆さんが知っていただいているという状態。そして、当然広域支援というのは、災害時に起こるであろう廃棄物の処理をどうしていくかというところの想定でありますので、お聞きしたいのは、広域支援の問題は市町村も大きく関わる問題、BCPについては柳泉園組合がしっかりそのときに役割を果たしてもらうための備えの1つだと思います。

ここは柳泉園組合議会でございますから、管理者は柳泉園組合の管理者としてのお答えにはなると思いますが、これらのことは、関係市、そして柳泉園組合が連携協力をして進めていくべきもの。1点は、BCPの策定が柳泉園組合としても必要だと思いますが、管理者としてはどのように思っているか、御見解を伺いたいと思います。

○総務課長（米持謙） 2点目のBCPについて引き続き御答弁させていただきます。

村山議員のおっしゃる災害時の具体的な事業継続計画につきましては、現状、消防計画と連携対応で備えができているものと考えておりますが、今後、災害時の具体的なBCPについて調査研究をしていきたいと考えているところでございます。

○3番（村山順次郎） 管理者にと言って質問をしてみました。御答弁は課長からということでありました。実際、プラスチックのリサイクルにせよ、災害に対する備えにせよ、関係市と柳泉園組合が連携して、それぞれが主体的に積極的に検討を進め、かつ連携を図りながら進めていくべきもの。BCPについては一定前向きな御答弁だったと受け止めていいのでしょうか。御答弁いただきましたけれども、ここのところは進めていただきたい

と求めて、終わります。

○議長（鈴木たかし） 以上をもって村山順次郎議員の一般質問を終了いたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第6、令和4年度柳泉園組合行政視察（案）について」を議題といたします。

本件について、事務局より説明をいたします。

○総務課長（米持謙） それでは、令和4年度柳泉園組合行政視察につきまして御説明申し上げます。

「令和4年度柳泉園組合行政視察（案）について」を御覧ください。

1の視察目的でございますが、当組合の不燃・粗大ごみ処理施設は、昭和50年に竣工した施設で、老朽化が進む中、今後、施設の更新も視野に入れ、検討する必要がございます。そのため、不燃・粗大ごみ処理施設の施設運営の在り方等の参考とするため、先進施設を視察するものでございます。

2の視察先でございますが、町田市のバイオエネルギーセンターでございます。施設は、令和4年1月に竣工し、熱回収施設、不燃・粗大ごみ処理施設及びバイオガス化施設を備えた都市型の先進施設でございます。

3の実施日及び行程でございますが、実施日は令和4年10月31日（月曜日）でございます。行程は、貸切バスにより、午後0時30分、当組合を出発し、午後2時から2時間程度視察し、午後6時頃の帰庁予定でございます。

4の参加人数は、記載のとおり、23名を予定しております。

次ページ以降には、参考資料として視察先のパンフレットを添付しておりますので、御参照いただければと思います。

なお、通知につきましては、日程が近づきましたら発送させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（鈴木たかし） 以上で説明が終わりました。

これより質疑を一括してお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。令和4年度柳泉園組合行政視察（案）につきましては、ただいまの報告のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議なしと認めます。

それでは、ただいま事務局より報告されたとおり、令和4年度柳泉園組合行政視察は、日程を10月31日（月曜日）とし、視察先は、東京都町田市の町田市バイオエネルギーセンターとすることに決しました。御参加のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第7、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件」、陳情第1号、送迎バスについての陳情を議題といたします。

お諮りいたします。議長の元に陳情1件を受理しております。

陳情を廃棄物等処理問題特別委員会に付託することを決したいと思いますが、これに御異議ございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議なしと認めます。よって、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時25分 休憩

午後 0時02分 再開

○議長（鈴木たかし） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に行われました廃棄物等処理問題特別委員会の報告を行います。

○議長（鈴木たかし） 「日程第8、廃棄物等処理問題特別委員会報告」。

陳情第1号、送迎バスについての陳情について、委員長の報告を求めます。

○委員長（小林たつや） 議長より御指名がありましたので、廃棄物等処理問題特別委員会報告をいたします。

付託されました陳情第1号、送迎バスについての陳情については、慎重に審査をした結果、挙手少数で不採択となりました。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木たかし） 報告が終わりました。

それでは、陳情第1号、送迎バスについての陳情を議題といたします。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論につきましては、委員長報告は不採択でありますので、まず本陳情を不採択することに反対の方の討論をお受けいたします。

○9番（佐々木あつ子） 繰り返しになりますけれども、不採択に対する反対討論を行いたいと思います。

この陳情は、柳泉園組合にとってもありがたい提案だということを先ほども申し上げました。厚生施設では、焼却施設の余熱を利用してのプール、浴場として再利用して、年間4万人を超える利用客に使用されております。こうした施設がまずは関係市の住民に愛され、利用していただくことへの追求を柳泉園組合として行うべきと考えます。

指定管理者制度導入の審議の際は、利用促進策の評価点が注目され、清瀬市、西東京市の議員が送迎バスの運行の必要性について言及した議論もありました。生活様式が変わり、生活の中にフレイル予防を取り入れていくことが流れとして増えています。清瀬市では、市内での銭湯がなくなってしまい、状況は本当に高齢者の高齢化が進む中で銭湯の需要は高まり、その背景には、「1人で入浴するのが怖い」、「バスタブが高くて入れない」など、本当に切実な要望になっています。公営住宅にお住まいの人のニーズは高まっていることを見過ごしてはいけません。

関係市で新しい施設ができるときに公衆浴場をという声もありますけれども、一度なくしたら公衆浴場を造ることは二度とできません。当組合の入浴施設は新たなコミュニティの場としても役割を発揮されることを考えます。厚生施設が当初できたときは、近隣住民の方への施設とされていたものが、議会の議論を通じて広く利用していただくことを追求していくという理事者の答弁もありました。財源を投入することのちゅうちょではなく、ぜひ投資する形で柳泉園組合職員の方々も御検討していただきたいと考えます。

よって、この陳情についての不採択に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（鈴木たかし） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

○1番（島崎孝） 大きく2点の理由で委員会報告に対しての賛成の討論とさせていただきます。陳情に対しての不採択の討論とさせていただきます。

まず、本組合の規約におきましては、第3条「組合の共同処理する事務」の第4号にお

いては、「この組合が所有する敷地内における、関係市及び周辺住民の福祉の増進に関する施設の設置及び運営に関すること」という項文もありますが、第3条においては、第1号「ごみ処理施設の設置及び運営に関すること」、第2号「し尿処理施設の設置及び運営に関すること」、第3号「廃棄物の、処理施設から最終処分場までの運搬に関すること」というのが、まずこの一部事務組合の設立の目的であり、所掌する事務であると思います。

先ほどの一般質問の中でも、事業の継続性、災害時の広域処理、様々な課題があることが明らかになりました。今後、一部事務組合として、ごみ処理とし尿処理と廃棄物の最終処分までに至る経路の事業の継続性、安定性を図っていくためには、まだまだ解決しなければならない困難な問題が控えると私は考えております。

こういった中で、一部事務組合としての事業継続のためにも、その貴重な経費をどのような形で今後投資していくかということにおいて考えるならば、第4号を優先するのではなく、あくまでもやはり第1号、第2号、第3号の事務処理を優先して、継続計画や投資計画を立てていくことが肝要であると考えます。

第2点におきましては、本日の行政報告の中にもありましたとおり、事務の状況について、5月9日、柳泉園組合周辺自治会（東久留米市）協議会、10日には柳泉園組合周辺自治会（東村山市）協議会という形で、周辺自治会との協議をしております。

もともとこの柳泉園組合は、皆様が誘致し合ってここに設置された処理施設ではありません。むしろ好ましからざる施設であるという点で、一般の公共施設とは若干性質が異なるものではないかと考えます。関係市の住民のための施設であると同時に、しかし、関係市の住民がその場所にぜひ置いてほしいというものではなかったと考えております。

最近、本当に技術処理が進み、皆さんが安心して使えるようになったとは思いますが、そういった施設であることを考え、また、周辺自治会にも御理解を得ながら事業継続をしていくことを考えますと、やはりこのような形でこの交通環境を整備するという事は、周辺の方々に対する御理解をどの程度得られるかということも踏まえた上で考えなければならないかと思えます。

ということで、現状においては、この大きな2点の理由から、今回の陳情については反対、委員会の決定につきましては賛成の討論とさせていただきます。

○4番（後藤ゆう子） 陳情第1号に反対の立場で討論させていただきます。

この陳情者の趣旨、1人の入浴への不安でありますとか、気の合った同士が楽しいひとときを過ごすことができたらいいだろう。それから、プールやテニスコートの利用者も増

え、健康増進を伸ばすことに貢献できることは本当によいことだと。この点については大きく賛同するものではありませんが、先ほどの委員会の質疑の中で、例でしたけれども、マイクロバスを出した試算、ほかの資料を流用したものでしたが、清瀬駅、それから田無駅を発着するマイクロバスの試算が、年間1,300万円という経費が提示されました。

西東京市は5駅ございます。先ほど田無駅の紹介がございましたが、では、実際西東京市におきまして、高齢者の方が全員田無駅を利用するというのも少し現実的ではないと思います、どうせ回すならもう少し、5駅中のどこかと考えますと、すごく経費がかかるということが自然と分かってまいります。

それから、利用者のお住まいの状況も紹介されまして、西東京市の市民の利用が第5位だということも紹介されまして、幸いといたしますか、西東京市はまだ公衆浴場がいくつかございます。そして、市内のスポーツ施設にはプールやトレーニングジムもある中で、果たしてどれぐらいの方が柳泉園組合にバスがあったら利用したいという声があるのかというのは、私のほうでは調査もできていませんので、今のところ、柳泉園組合も、新たな清柳園の解体であるとか、施設の耐震化等行政需要がある中で、負担金を増やすことには慎重でなければならないと私は思っております。

ただ、今の指定管理者の指定管理期間は令和7年までとなっておりますので、これは債務負担行為もされておまして、金額は変えることができない。これも反対の1つの理由ではあるのですが、それ以降に関して、また今後、やはりバスを出してほしいという声が大きくなったとか、状況が変わるようなことにはきちんと対応していただいて、次の指定管理者の募集にあたっては、いま一度こういう声があったということを必ず思い出していただいて、提案の内容にも入れてもらえるのであれば、試算でもしていただければいいかなと思っております。

以上のことから、趣旨はよく分かりますが、この陳情には反対とさせていただきます。

○議長（鈴木たかし） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） それでは、以上をもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第1号、送迎バスについての陳情について、委員長報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の方、つまり、委員長報告は陳情に対して不採択という報告がありましたので、不採択に対して賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手多数であります。陳情第1号、送迎バスについての陳情は、委員長報告を採択することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和4年第3回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 0時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 鈴木 たかし

議 員 島 崎 孝

議 員 沢 田 孝 康